



2017年2月27日

## 金融規制緩和へ大きく舵を切ったトランプ大統領

公益財団法人 国際通貨研究所  
経済調査部副部長兼開発経済調査部副部長 矢口 満

昨年の大統領選挙中からドッド＝フランク法の撤廃を唱えていた米国のトランプ大統領が、いよいよ金融規制の大幅見直しに乗り出した。2月3日、「米国金融システムの規制に関する基本原則」なる大統領令に署名を行ったが、これは7つの基本原則を示すとともに、財務長官に対して、現行規制が当該原則に適合しているか否かを120日以内に報告するよう命じたものである。

ドッド＝フランク法は、金融危機を二度と繰り返さぬよう規制を抜本的に強化すべく、2010年に当時の民主党政権によって導入された。今般の大統領令は同法には直接言及していないが、その基本原則には「税金を用いた銀行救済を行わない」や「規制を効果的、効果的かつ適切なものとする」など、同法の改正を意図した項目が盛り込まれている。

ただし、ドッド＝フランク法の改正法案が議会に提出されても、上院における共和党と民主党の議席差が小さく、フィリバスター（議決遅延行為）を受ける可能性が大きいため、スムーズな成立は見込めそうにない。そうした中で現実的には、FRBやSEC（証券取引委員会）、CFTC（商品先物取引委員会）といった各分野の金融規制当局が、法改正の不要なレベルで規制緩和を進めることとなる。

既に、これら当局のキーパーソンは規制緩和派に入れ替わりつつある。すなわち、FRBでは銀行監督担当副議長を事実上代行してきたタルーロ理事（民主党）が4月5日を目途に辞任する意向を明らかにしており、空席だった当該副議長ポストにはGEフィナンシャル・サービスのネイソン CEO（共和党）の指名が有力視されている。また、SECとCFTCの両委員長はトランプ大統領が就任した1月20日付けで共に辞任しており、後任には規制緩和派の共和党メンバーが指名済み、又は指名される見込みである。

ここで注目されるのが、こうした米国における金融規制見直しが、我が国の金融機関や国際的な規制枠組みにどのように影響するかである。例えば、2月16日の全国銀行協会の会長記者会見では、今般の大統領令の基本原則で「外国企業に対して米国企業の競争力を確保する」や「国際金融規制の交渉・協議において米国の利益を優先する」といった項目が示されたことから、①米銀向け規制の外銀への適用（いわゆる域外適用）、

②バーゼル委員会の規制見直し論議への影響、に注意する必要があると指摘された。

実際には、より広い範囲に影響が生じると思われる。上記①で指摘された域外適用の問題は、ボルカールール（自己勘定投資やファンド投資の禁止）やスワップディーラー規制（デリバティブ取引の詳細な報告義務）が我が国の一部の大手金融機関に適用される形で、以前から顕在化しつつあったものだ。今後、更に注意すべきは、米国に進出した我が国金融機関が、現地で規制緩和の恩恵を受けられない可能性があることである。トランプ大統領の狙いは地場の中小金融機関の負担軽減にあるため、例えば、ボルカールール等の規制が緩和される際に、一定規模以下の米系金融グループのみが適用対象となり、（米国に進出した我が国金融機関を含む）外銀グループが対象とならないケースが想定される。この場合、我が国金融機関は相対的に不利な立場に置かれることになる。

上記②に関して、目先の焦点はバーゼル規制の見直し論議への影響であろうが、少し長い目で見るとそれにとどまらないおそれがある。昨年、共和党の有力議員（下院金融サービス委員会のヘンサリング委員長）から提出されたドッド＝フランク法の改正法案（Financial CHOICE 法案）には、レバレッジ比率 10%以上の金融機関に対する各種規制の免除や、大規模金融機関向け破綻処理制度の全面見直し（通常連邦倒産法《チャプター11》の適用）といった、国際的な金融規制の枠組みと全く相いれないアイデアが盛り込まれていた。金融規制における自国優先というスタンスは、トランプ大統領周辺だけでなく、共和党全体でもある程度共有されているといえる。こうした中、長期的には最悪の場合、米国が金融規制に関する国際合意の枠組みから撤退することもあながち否定できない。

国際的な金融規制の枠組みに関する議論の場としては、3月17-18日にバーデン・バーデン（ドイツ）で開催される G20 財務大臣・中央銀行総裁会議、そして7月7-8日に開かれる G20 ハンブルク・サミットが挙げられる。米国の金融規制見直しについては、今後は同国内の議論の進捗状況と合わせて、これら国際会議の声明等にどのように反映するかにも注意する必要がある。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。